

日野市公契約条例検討委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 13 日制定

(設置)

第 1 条 公平、公正で透明性の高い契約を通じて地域経済の活性化と労働者の適正な労働条件が確保されることを目的とした日野市公契約条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、公契約制度に精通した学識をもつ者や公契約の当事者により本市の実情に即した条例のあり方について検討を行うため、日野市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 条例の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体関係者
- (3) 労働者団体関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による市長への報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。

(会議の公開と会議録の作成)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会の議決により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。